

## 食品衛生責任者について

和歌山県食品衛生法施行規則では、許可業者もしくは届出業者は、その施設又は営業の部門ごとに、自ら食品衛生に関する責任者となるか、その従事者のうちから食品衛生責任者を置くことと規定されています。


### 食品衛生責任者になれる方

- (ア) 法第48条第6項各号のいずれかに該当する者  
 (イ) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第1条第1項に規定する**栄養士及び管理栄養士**  
 (ウ) 調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する**調理師**  
 (エ) 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第2条に規定する**製菓衛生師**  
 (オ) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第12条第5項第3号又は第4号に該当する者  
 (カ) 船舶料理士に関する省令(昭和50年運輸省令第7号)第2条に規定する船舶料理士になることのできる要件を備える者  
 (キ) 知事が食品衛生に関し(ア)から(カ)までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

上記の(ア)から(カ)までの**資格等をお持ちでない方は、養成講習会を受講しなければなりません。**  
 養成講習会は、知事が指定する実施機関である一般社団法人和歌山県食品衛生協会が実施します。

## 令和8年度 食品衛生責任者養成講習会日程一覧

諸事情により、日程・会場が未定、また変更される場合がございますので、ご了承ください。  
 最新情報は、下記ホームページでご確認いただくか、希望会場の受付支所までお問い合わせください。

集合型講習会		集合型講習会のお申込・お問い合わせ先		
日程【*申込期間】	会場	お申込受付支所名	住所	電話番号
6月10日(月)【5/11～5/16】 9月上旬 11月下旬～12月上旬 令和9年2月下旬～3月上旬	和歌山県自治会館 (和歌山市茶屋ノ丁2-1)	和歌山市 食品衛生協会	〒640-8137 和歌山市吹上5-2-15 和歌山市保健所内	073-488-5112
9月16日(水) 令和9年2月17日(水)	海南保健所 (海南市大野中939)	海南海草 食品衛生協会	〒642-0022 海南市大野中939 海南保健所内	073-483-8825
5月27日(水) 9月24日(水) 令和9年2月10日(水)	湯浅保健所 ※庁舎改装工事のため駐車場に 限りがあります。公共交通機関 をご利用ください。	有田 食品衛生協会	〒643-0004 湯浅町湯浅2355-1 湯浅保健所内	0737-64-1293
7月30日(木) 10月29日(木) 令和9年2月26日(金)	御坊保健所 (御坊市湯川町財部859-2)	日高 食品衛生協会	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2 御坊保健所内	0738-22-3481
6月16日(火) 10月21日(水) 令和9年2月10日(水)	西牟婁振興局 (田辺市朝日ヶ丘23-1)	南紀 食品衛生協会	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 田辺保健所内	0739-26-7934
7月16日(木) 12月3日(木) 令和9年2月25日(水)	東牟婁振興局 (新宮市緑ヶ丘2-4-8)	新宮 食品衛生協会	〒647-0043 新宮市緑ヶ丘2-4-8 新宮保健所内	0735-29-3400
11月18日(水)	新宮保健所串本支所 (串本町西向193)			
8月7日(金) 10月28日(水) 令和8年2月18日(水)	那賀振興局 (岩出市高塚209)	紀北 食品衛生協会	〒649-6223 岩出市高塚209 岩出保健所内	0736-61-0022
7月22日(水) 10月21日(水) 令和9年2月17日(水)	橋本保健所 (橋本市高野口町名古屋927)	伊都橋本 食品衛生協会	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋927 橋本保健所内	0736-42-5443
<b>eラーニングのお申込先・お問い合わせ</b>				
eラーニングによる受講 (右記当協会ホームページより随時受付) <a href="http://www.wfha.jp/">http://www.wfha.jp/</a>		 一般社団法人和歌山県食品衛生協会 〒640-8269 和歌山市小松原通1-3-5 飲食会館4階 TEL 073-433-5004 FAX 073-433-4619 mail: info@wfha.jp		

詳細は、(一社)和歌山県食品衛生協会ホームページにて掲載中

★集合型講習会の受講のお申込、お問い合わせは、**受講希望日程の各食品衛生協会**までお願いします。

★開催支所により、申し込み方法、申込期間等が異なりますので、ご了承ください。

★原則として、当日受付はいたしておりません。事前にお申し込み下さい。

★受講料・・・**12,000円**(税込)(テキスト・修了証・プレート含む)

★受講時間割・・・食品衛生学(2.5時間)・食品衛生法(3時間)・公衆衛生学(0.5時間) 計 6時間

開始・終了時間等詳細は、各会場受付支所へお問い合わせ下さい。

## 【eラーニングによる受講】

★和歌山県食品衛生協会のホームページからお申し込みください★

\*「eラーニング」(e-Learning / イーラーニング)とは?・・・

インターネットを使用して、パソコン、タブレット、スマートフォン等で動画等を視聴することで必要な知識等を習得する学習形態のことです。

インターネット環境が整っていれば、受講者は職場に限らず、パソコン、タブレット、スマートフォンを使用して、自宅や通勤時間等を利用して計画的に受講することができます。



### 1) eラーニング 受講対象者

\* 和歌山県内にある食品関連施設に勤務している方、食品関連施設に勤務されていない和歌山県内の在住者

\* 受講中は顔認証を行います。カメラ付きPC、スマホ、タブレットなど顔認証が可能な機器をご使用ください。  
顔認証ができない場合、eラーニングシステムはご利用できません。

### 2) 募集期間・利用期間

\* 令和8年度は4月上旬～ 随時受講できます。

\* **新規ログインID、パスワードの登録日より30日間**

※必ず、期間内に受講を修了してください。



### 3) 受講手順

① 一般社団法人和歌山県食品衛生協会のホームページより「責任者**養成**講習会 eラーニング」を選択

② 支払い方法の選択・領収書の発行

受講料 **12,000円 (税込)** (テキスト・修了証書含む)

\* クレジットカード決済、もしくはコンビニエンスストア決済から選択

③ 受講開始、テキストの送付

入金確認後、新規ログインID、パスワードの登録が完了すると「受講開始のご連絡」メールが送信されます。

URLからログインいただき、テキストが「日本食品衛生協会」から先に選択していただいた送付先に送付されます。

④ 講座の受講

講義時間・・・講義 約6時間 (受講中及び確認テスト中等に顔認証を行います。)

(食品衛生学 (2.5時間) ・食品衛生法 (3時間) ・公衆衛生学 (0.5時間) )

※本講座では顔認証機能を利用しております。講義中やテスト中のなりすまし等の不正が発覚した場合は、受講修了証の効力を失うこととなりますので、あらかじめご了承ください。

⑤ 修了証書とプレートの発行

講座受講の完了確認後、概ね10営業日以内に、当協会(和歌山県食品衛生協会)が修了証書とプレートを発行し、受講者の現住所あてに送付いたします。

\* システムから仮修了証書を発行することができます。必要に応じご活用ください。

## 「eラーニング・システム(操作等)」のお問い合わせ

公益社団法人日本食品衛生協会 出版部普及課

✉ contact-system@jfha.or.jp

☎ 0120-377-767 (平日10時～16時)

全ての講座を  
修了しました!



全講座修了後、  
10営業日以内に送付



## 「その他(修了証書発行等)」のお問い合わせ

一般社団法人和歌山県食品衛生協会 (http://www.wfha.jp/)

〒640-8269 和歌山市小松原通1-3-5

TEL 073-433-5004 FAX 073-433-4619

✉ info@wfha.jp

eラーニング



集合型講習会



---

★詳細は、上記QRコードよりご確認ください。